

給水装置工事手引き書

深谷市環境水道部水道工務課

(R8. 4月改定)

目次

1 総 則	1
1. 1 目 的	1
1. 2 給水装置の分類	1
2 給水方式	2
2. 1 直結式給水方式	2
2. 2 3階直結増圧給水方式	3
2. 3 受水槽式給水方式	3
2. 4 直結式と受水槽式の併用とする場合	4
3 給水装置の構造	5
3. 1 給水装置の構造基準	5
3. 2 深谷市給水装置標準施工例	6
3. 3 給水装置材料	15
4 給水装置の設計	16
4. 1 設計要領	16
4. 2 基本調査	16
4. 3 給水方法の決定	18
4. 4 口径別給水栓数及び給水材料	18
4. 5 ヘッダー工法及び架橋ポリエチレン管の使用について	18
4. 6 材料支給を伴う特設配水管布設工事について	18
5 給水装置工事承認申請	19
5. 1 給水契約の申し込み	19
5. 2 給水装置工事承認フロー	19
5. 3 給水装置工事承認申請時に必要な書類	19
5. 4 給水装置工事承認申請受付	20

5. 5	給水装置工事承認申込書の記入例	20
5. 6	特設配水管布設等工事	23
5. 7	公道下の水道配水管の移管	24
6	給水装置工事	28
6. 1	給水装置工事	28
6. 2	給水管の取り出し	29
6. 3	止水栓の設置	29
6. 4	水道メーターの設置	30
6. 5	水圧試験基準	30
6. 6	工事写真の整備及び撮影要領	31
7	給水装置工事しゅん工検査申請	33
7. 1	しゅん工検査必要書類	33
7. 2	しゅん工検査手順	33
7. 3	メーター出庫時期	33
8	道路占用許可申請等	34

給 水 装 置 工 事 手 引 書

1 総 則

1. 1 目 的

この手引きは、水道法、同施行令、同施行規則、深谷市水道事業給水条例(以下条例という)に基づいて、深谷市水道事業区域内の給水装置工事の設計及び施工について示し、給水装置工事の適正な施工を図ることを目的とする。

なお、給水装置は配水管から分岐されるものとなっているが、深谷市で現在採用している配水管は以下のとおり。

φ 5 0	HPPE (HIVP)	φ 7 5 ~ φ 2 0 0	HPPE
φ 2 5 0 ~ φ 4 5 0	DCIP-GX	φ 5 0 0 ~	DCIP-NS

1. 2 給水装置の分類

(1) 給水装置の種類

給水装置は、次の3種とする。

- ①専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- ②共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの
- ③私設消火栓 消防用に使用するもの

(2) 給水装置の用途区分

給水装置の用途区分は、次のとおりとする。

- ①一般用 ②、③以外のものの用に使用するもの
- ②公衆浴場用 一般公衆浴場営業の用に使用するもの
- ③臨時用 工事の現場、臨時の売店その他臨時の用に使用するもの

(3) 給水装置工事の種類

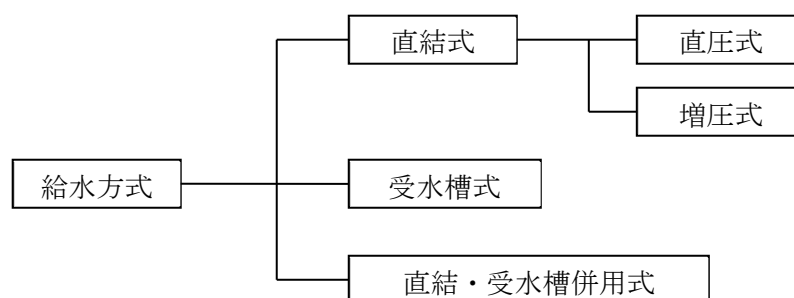
給水装置工事の種類は次のとおりである。

- ①新設工事 新たに給水装置を設置する工事
- ②改造工事 給水管の増径、管種変更、給水栓の増設等、給水装置の原形を変える工事
- ③修繕工事 給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等を修理する工事
- ④撤去工事 給水装置を配水管、又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事

2.給水方式

給水方式には、次の方法がある。いずれを採用するかは、給水状況、給水箇所及び使用目的などに応じて定めるものとする。

- (1) 直結式 給水装置の末端の給水栓等まで、配水管の水圧を利用して給水する直結直圧式と、給水装置の水道メーター下流側に増圧給水設備を設置し、増圧し給水する直結増圧式の2つの方式をいう。
- (2) 受水槽式 受水槽を設け、水道水をいったん貯めて給水する方式をいう。
- (3) 直結式と受水槽式の併用 (1)と(2)を組合わせて給水する方式をいう。



(注) 直結増圧方式については、深谷市水道事業との事前協議を要する。

図-1 給水方式系統図

2. 1 直結式給水方式

直結給水の種類及び対象建築物は、次のとおり。

- (1) 直圧給水 配水管の水圧により直接給水する方式
原則、2階建てまでの専用住宅、集合住宅、事務所等に適用
※3階部分のある建物であっても、常時使用しない用途であり、かつメーター口径が20ミリメートル以上に限り、3階部分に給水装置を設置することができる。
ただし、水圧により点火する給湯器は設置できない。
- (2) 増圧給水 給水装置の一部に水圧を増加する装置を設置し、水圧を高めて給水する方式。3階建て以上の集合住宅、複合集合住宅、事務所等に適用。
- (3) 併用給水 2階までを直圧給水で、かつ、3階以上を増圧給水により給水する方式。
- (4) 用途別給水 水利用の用途により受水槽を必要とする場合で、前3項目と分離して給水する方式。3階建て以上の集合住宅、複合集合住宅、事務所等に適用する。

※深谷市水道事業では、水道メーター口径により水栓数が決定されているため、口径別給水栓数に基づき水道メーター口径を選定すること。

2. 2 3階直結増圧給水方式

(1) 対象建物

3階建て以上の専用住宅、集合住宅、複合集合住宅、事務所等に適用

(2) 配水管口径等

給水管を分岐する配水管は、他の配水管と接続して環状であり、かつ、口径は75mm以上であること。**(該当の管路にACPもしくはCIPを含んでいない場合に限る。)**

(3) 配水管動水圧

給水管を分岐する配水管の最小動水圧は、0.2MPa以上確保できること。

2. 3 受水槽式給水方式

給水管の口径に比し、中高層建築物、工場、事業所等の構造物・建築物等の一時的に多量の水を使用する箇所では、受水槽を設置することが必要である。受水槽の設置位置、構造等の適否は、給水状況に多大な影響を与え水質汚染の要因となる場合もあるので、正しい設計施工を行う必要がある。

受水槽式給水では、受水槽に給水する流量が口径決定のための管内流量となる。一般的には、受水槽容量は1日使用量の4/10～6/10程度が標準である。

(1) 受水槽の設置位置

- ①周囲にゴミ、汚物置場、汚水槽などのない衛生的なところ。
- ②湧き水、溜まり水、雨水などの影響を受けないところ。
- ③下水、排水などがその上を通らないところ。
- ④ボイラー、その他の機械類や給湯管が近くにないこと。
- ⑤点検、修理が容易なところ。

(2) 受水槽の材質

- ①ステンレス等、しっかりしていて壊れにくいもので、水質に悪影響を及ぼさない材質とすること。
- ②塗料、仕上剤は、公的機関で安全性が確認されているものを使用すること。水質に悪影響を与えないこと。
- ③光が差し込まず、藻等が繁殖しないもの。

(3) 中高層共同住宅における受水槽設置の場合

- ①深谷市水道事業中高層共同住宅等給水取扱規定に基づき、「中高層共同住宅等取扱申請書」【給申－9】により申請し、管理者の審査を受けなければならない。

- ②管理者は申請があったときは、受水槽以下の給水装置に係る検針及び徴収の事務を受託することについて必要な調査を行い、その結果を所有者へ通知する。
- ③所有者は管理者からの通知を受けたときは、速やかに給水に関する「契約書（様式第3号）」により、管理者と契約を締結しなければならない。

2. 4 直結式と受水槽式の併用とする場合

3階以上に給水栓のある建物で2. 1 (1) 直結給水に該当しない場合は、受水槽式とする。但し、水道事業管理者が認める場合は、建物の2階以下を直結給水とすることができる。

3. 給水装置の構造

3. 1 給水装置の構造基準

- (1) 給水装置は、分水栓・止水栓・メーター等の給水用具をもって構成し、深谷市水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が定める付属具を備えること。
- (2) 給水管の埋設の深さ
 - ・公道又はこれに準じる部分に布設する場合は土かぶり 80 cm 以上。
 - ・道路以外に布設する場合は土かぶり 45 cm 以上。
 - ・メーター以降については土かぶり 30 cm 程度。

※道路管理者の指示があるものについては、当該指示による
- (3) メーターの前後に耐衝撃性硬質塩化ビニル管又は、水道給水用高密度ポリエチレン管を使用し、かつ、手前に手動式バルブを使用すること。
メーター前後のネジの規格は次のとおりとする。

旧深谷市・前小屋、二ツ小屋、旧岡部町榎挽・・・**金門ネジ（都型ネジ）**
旧岡部町・旧川本町・旧花園町・寄居町用土(区域外給水)
伊勢崎市平塚(区域外給水)・・・**上水ネジ**
- (4) 階上立上り又は階下立下がり管には、バルブを使用すること。
- (5) 小便カラン用管には、逆止弁を使用すること。
- (6) 湯沸器、太陽熱温水器、冷水器及び冷房器等の管には、逆止弁及びバルブを使用すること。
- (7) 道路側溝の横断に当たっては、側溝の下に配管し、30 cm 以上の離隔を設けること。
- (8) 開渠の上越し横断部分は、開渠の高水位以上の高さに配管し、露出部分は全て鞘管で保護すること。
- (9) 給水管は、深谷市水道事業以外の管と接続しないこと。
- (10) 建物以外の個立立上りには、コンクリート柱・木柱を使用して固定させること。
- (11) 建物に添う立上り管の露出部分には、防寒、防熱の保護を施しクリップまたはフック等を使用して建物に固定させること。

※特別な理由により前項目の基準により難しいときは、その都度管理者の指示を受けて適切な処理をしなければならない。

3. 2 深谷市給水装置標準施工例

(1) φ 20, φ 25 (水道給水用高密度ポリエチレン管)

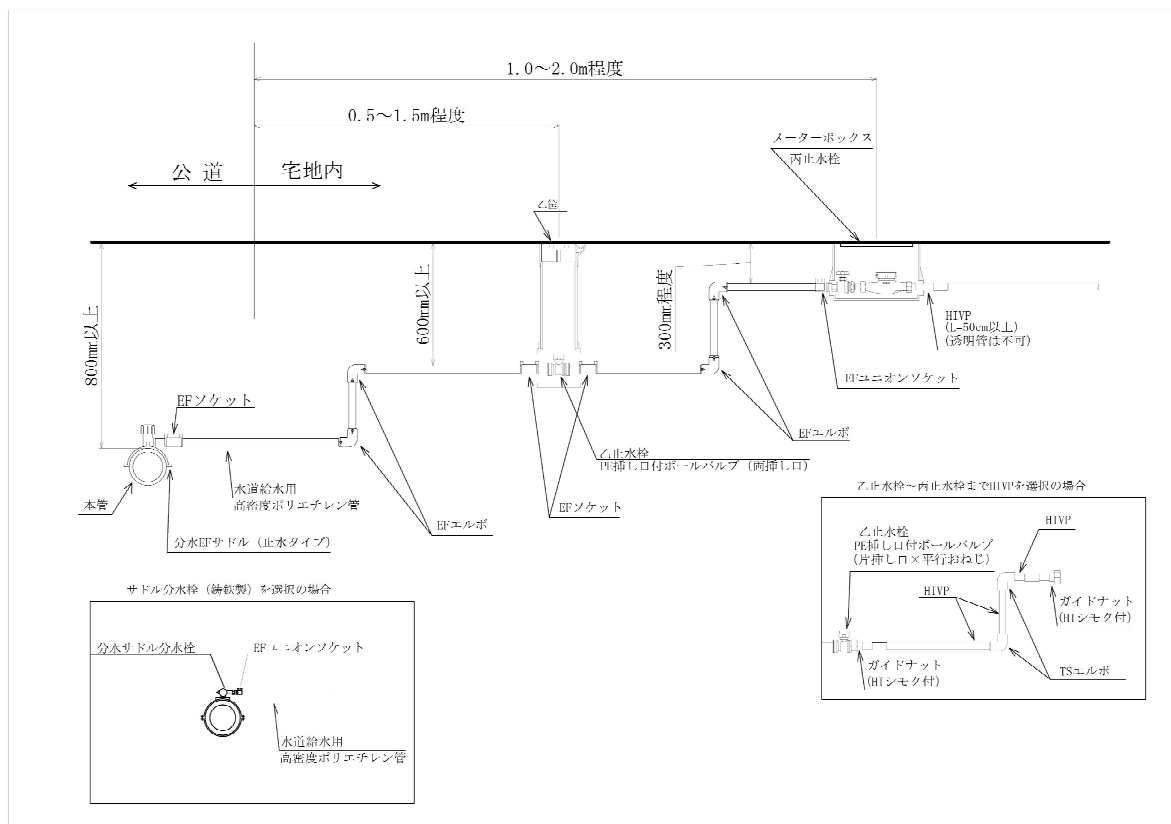


図-3 給水装置標準図 (φ 20、φ 25)

表-2 給水装置仕様表 (φ 20、φ 25)

番号	名称	仕様
①	分水EFサドル (ボール式サドル分水栓)	φ 20, φ 25 (EFの場合は止水タイプ)
②	EFソケット (EFユニオンソケット)	φ 20, φ 25
③	給水管	水道給水用高密度ポリエチレン管 (HPPE/PE100)
④	EFエルボ	PWA006 又は JPK011 (PWA準拠のもの)
⑤	乙止水栓	φ 20, φ 25 PE挿し口付ボールバルブ (両挿し口) (片挿し口×平行おねじ ※乙先 HIVP 時)

⑥	止水栓ボックス	φ20, 25 内径：φ75 中間：VU管 蓋：PVC 色：ブルー ホルダー：PVC	
⑦	給水管	水道給水用高密度ポリエチレン管 (HPPE/PE100) 耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HIVP) ※乙先 HIVP 時	
⑧	丙止水栓	ボール止水栓伸縮式 旧深谷市 メーター側都型ネジ 旧岡部町・旧川本町・旧花園町 両側上水ネジ	
⑨	メーター (湿式.羽根車 式)	貸与	
⑩	メーターボックス (市マーク入り)	メーター 口径	蓋寸法(mm) φ13用 320×195 以上 φ20用 380×222 以上 φ25用 442×220 以上

※ EF サドルの場合、耐圧は穿孔前にサドル分水栓～乙止水栓間で 1.75MPa でかけることとする。

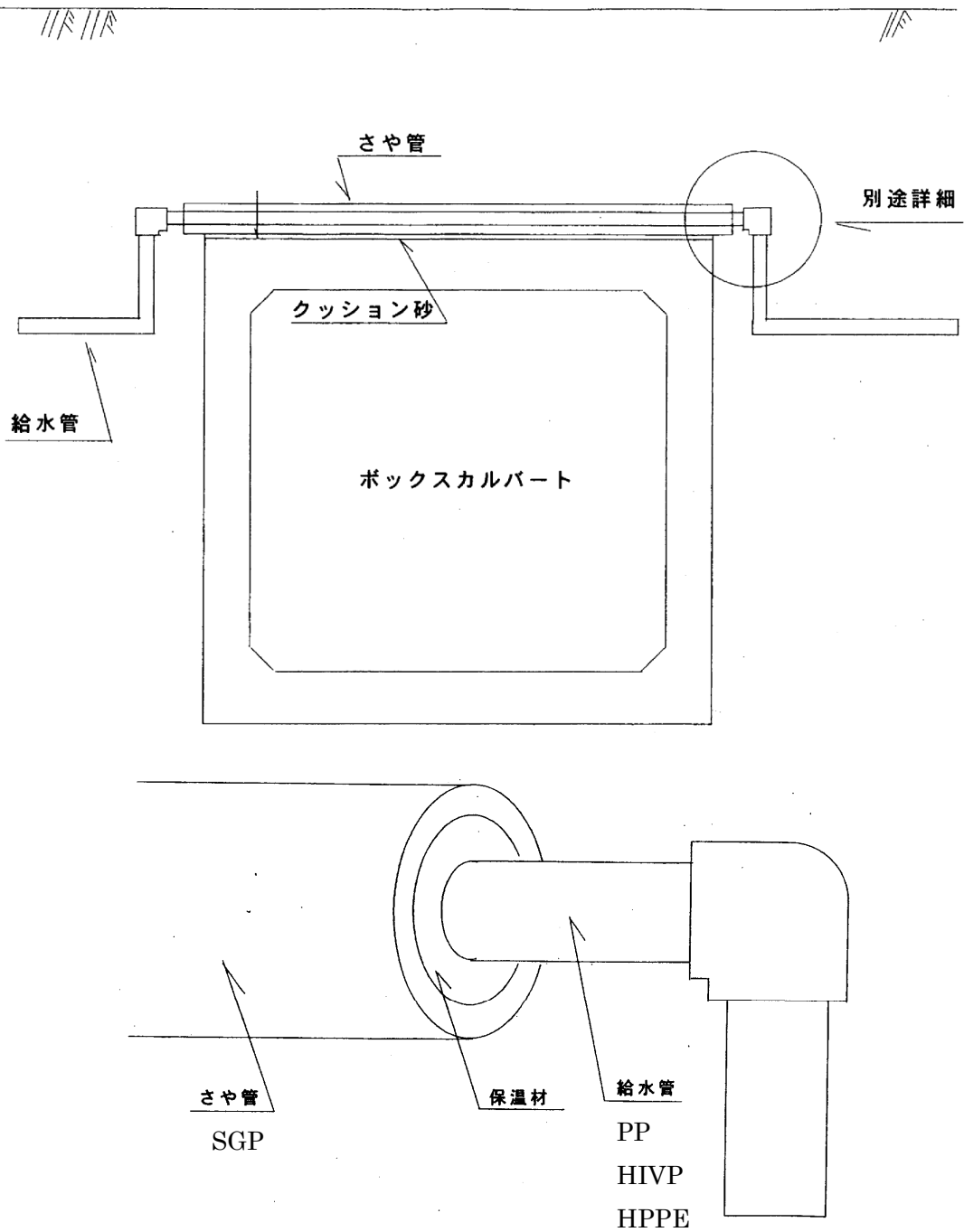
ただし、諸般の事情により耐圧試験が難しいと判断される場合は、インジケータを確認することで耐圧の代わりとすることができる（チェックシートやインジケータの写真等の提出が必要。）。

※【重要】令和9年度以降の給水管について

令和9年度より、給水管はすべてHPPEとする。また、令和8年度はその移行期間とする。

⑧	丙止水栓	ボール止水栓伸縮式 旧深谷市　メーター側都型ネジ 旧岡部町・旧川本町・旧花園町　両側上水ネジ	
⑨	メーター (湿式.羽根車式)	貸与	
⑩	メーターボックス (市マーク入り)	メーター 口径	蓋寸法(mm) φ 1 3 用　320×195 以上 φ 2 0 用　380×222 以上 φ 2 5 用　442×220 以上

鞘管設置例



※保温材を取付けて、鞘管の管口による給水管の損傷を防止すると共に、鞘管内に土砂が入り込まないようにする。

図-4 鞘管標準施工例

(2) φ50

①道路形態の場合

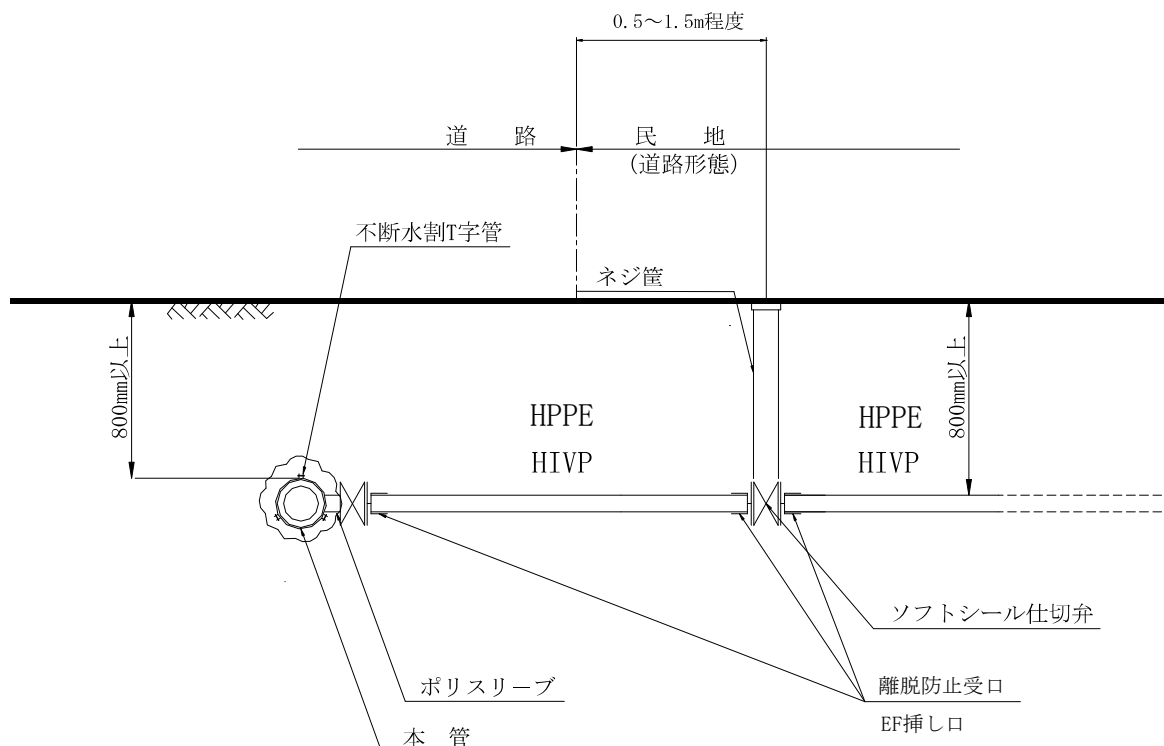


図-5 給水装置標準図 (φ50)

表-3 給水装置標準仕様表 (φ50)

番号	名称	仕様
1	不断水割T字管	φ50 シーバ弁付フランジ型 本体FCD製 内面エポキシ樹脂塗装
2	MFジョイント	MFジョイント 離脱防止金具
3	給水管	水道配水用高密度ポリエチレン管 (HPPE/PE100) 耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HIVE)
4	乙止水栓	φ50 ソフトシール仕切弁 (PE挿し口付き) φ50 ソフトシール仕切弁 (離脱防止受口 一体型)
5	止水栓ボックス	φ50 鋳鉄製500H~700H
6	丙止水栓	チャッキ付ボール止水栓伸縮式
7	メーター (湿式.羽根車式)	貸与
8	メーターボックス (市マーク入り)	メーター口径に合わせて選定すること。

※HPPE管を使用する場合の継手はEF継手を使用すること。

②道路形態でない場合

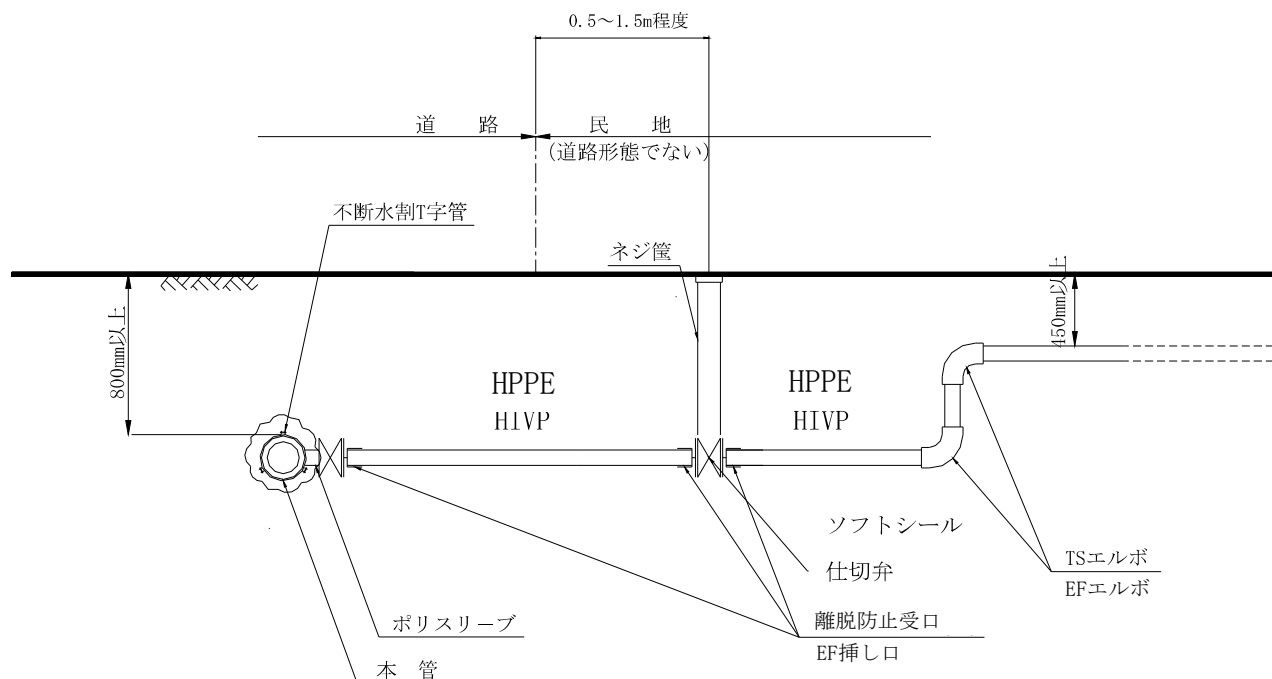


図-6 給水装置標準図 (φ50)

表-4 給水装置標準仕様表 (φ50)

番号	名称	仕様
1	不断水割T字管	φ50 シーバ弁付フランジ型 本体FCD製 内面エポキシ樹脂塗装
2	MFジョイント	MFジョイント (RR) 離脱防止金具
3	給水管	耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (HIVP) 水道配水用高密度ポリエチレン管 (HPPE/PE100)
4	乙止水栓	φ50 ソフトシール仕切弁 (PE挿し口付き) φ50 ソフトシール仕切弁 (離脱防止受口 一体型)
5	止水栓ボックス	φ50 鋳鉄製500H~700H
6	丙止水栓	チャッキ付ボール止水栓伸縮式
7	メーター (湿式、羽根車式)	貸与
8	メーターボックス (市マーク入り)	メーター口径に合わせて選定すること。

※HPPE管を使用する場合の継手はEF継手を使用すること。

(2) φ75以上

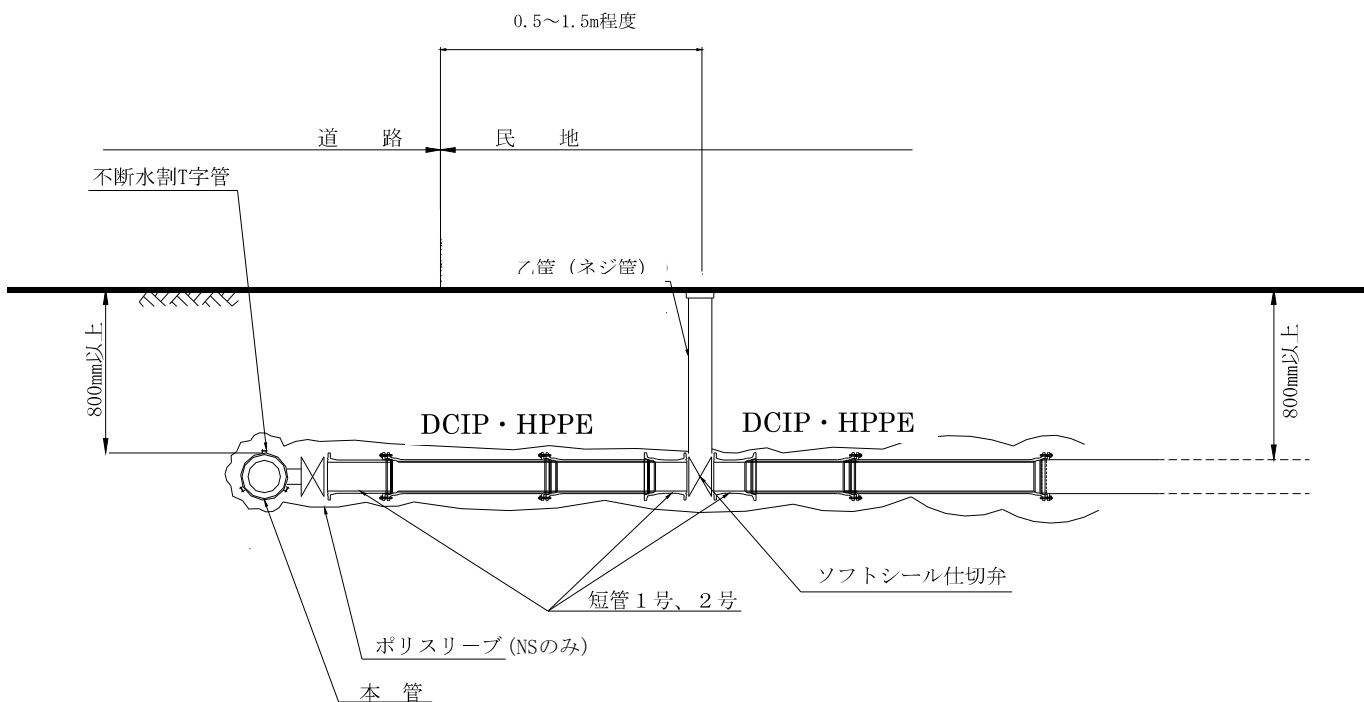


図-7 給水装置標準図 (φ75以上)

表-5 給水装置標準仕様表 (φ75以上)

番号	名称	仕様
1	不断水割T字管	φ75～ 簡易バルブ付フランジ型 本体FCD製 内面エポキシ樹脂塗装
2	給水管	ダクタイル鋳鉄管(DCIP)、水道配水用ポリエチレン管(HPPE)
3	乙止水栓	φ75～ ソフトシール仕切弁
4	止水栓ボックス	φ75～ 鋳鉄製500H～700H
5	給水管	ダクタイル鋳鉄管(DCIP)、水道配水用ポリエチレン管(HPPE)
6	丙止水栓	ソフトシール仕切弁
7	メーター (湿式、羽根車式)	貸与
8	メーターボックス (市マーク入り)	メーター口径に合わせて選定すること。

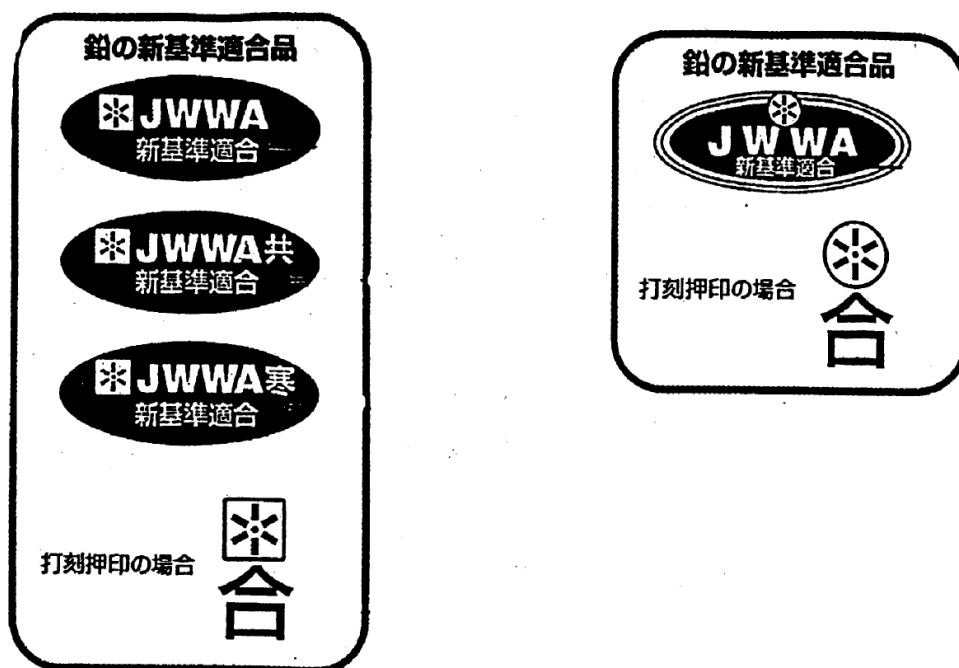
※HPPE管を使用する場合の継手はEF継手を使用すること。

<p>施工上の注意</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 布設にあたっては直線配管、又曲がり曲管（エルボ等）を使用する。 2 TS 接合は必ず HI 用の接着剤を使用し、塗布する際は受口、挿口の両面を均一に塗布する。又、塗布後、接着部分が動かないように必要な時間固定する。 3 乙止水栓の設置は、原則として官民境から 0.5m～1.5m 程度に設置する。 4 メーターの設置は、原則として官民境から 1.0～2.0m 以内に設置する。 5 止水栓筐の設置は、乙止水栓が筐の中心にくるよう設置し、又、筐上部及び下部から土砂が流入することがないように処置を講じる。 6 配管後、必ず耐圧をかけ水漏れがないことを確認し、管内の洗浄及び水の出具合、濁り等の確認作業をおこなう。 7 HIVP 透明管は、メーターから 50cm 以上離れた 2 次側のみ使用可とする。 8 本管が DCIP 管等の場合、サドル分水栓に「密着コア」を必ず設置する。 9 本管が HPPE 管の場合、分水 EF サドルを使用する。 10 HPPE 管を使用し融着を行った際には、インジケータにより融着の確認を行い、竣工時に写真を提出する。
---------------	--

3. 3 給水装置材料

(1) 基準適合品使用の原則

給水装置は、水道法施行令(第6条)の構造及び材質の基準のうち、該当する性能を満たしたものでなければならない。基準適合品の確認は、製品ごとに異なることから、それぞれあった方法で行うこと。ただし、メーター上流側(一次側)で使用する給水装置については、災害時等による給水装置の復旧を、迅速かつ適切に行えるようするために、管理者が型式承認したものを使用するものとする。



第三者認証機関の認証マーク


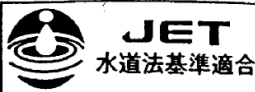


 (財)日本燃焼器具検査協会	 (財)電気安全環境研究会
 (財)日本ガス機器検査協会	 アンダーライターズ・ラボラトリーズ・インク

図-8 適合マークの例

4. 給水装置の設計

4. 1 設計要領

給水装置の設計とは、装置を設置する場所の現地調査から給水方式、口径、管種、管路等選定、計画図面の作成、工事概算額の算出等事務的及び技術的な措置をいう。

設計にあたっては、次の事柄について留意して行うこと。

- (1) 申込者が必要とする水量、水圧を不安なく確保できること。
- (2) 水質について全く汚染のおそれのないこと。
- (3) 使用材料及び工法等について、水道法等の関係法令を遵守し申込者と十分協議すること。
- (4) 管類にあたっては、利点、欠点を十分認識し、布設場所、土質等を考慮し適切な管種を選定すること。
- (5) 給水装置は、内・外圧、衝撃圧等により生ずる圧力に耐える強度及び耐久性を持ち、水密性を有し、かつ、水道水が汚染されないものであること。
- (6) 給水管の口径は、使用水量を十分供給しうる大きさに選定すること。また、水量に比し著しく過大でないこと。
- (7) 水槽、プール、流し、その他水入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適切な措置が講じられていること。
- (8) 当該給水装置以外の給水管その他の設備に直接連結しないこと。
- (9) 腐食、凍結及び破壊等のおそれのある部分には、有効な処置を講じること。
- (10) 水が停滞して水質上問題の生じるおそれのある場合は、適切な箇所に排水設備を設けること。
- (11) 停滞空気を生じ、通水を阻害するおそれのある場合、適切な排気装置を設けること。
- (12) 給水装置は、経済的又使用上便利で維持管理が容易であること。
- (13) 二世帯住宅及び3階建て、また、配水管等の配管を行う場合、管理者と十分打ち合わせを行うこと。

4. 2 基本調査

給水装置工事の依頼を受けたときは、次の事柄について十分に調査を行うこと。

- (1) 申込者の要望する使用水量、使用状況、用途、管種等使用材料、工法、水栓等の種類及び設置位置について聴取すること。
- (2) 分岐する付近の配水管等の布設状況及び年間の最小動水圧等(最少水圧 0.15MPa)について調査すること。
- (3) 道水路等の現況について調査すること。

- (4) 他事業者の工事と競合する時は、事前に協議をすること。
- (5) 道路、河川等の構造物を占有する時は、各管理者と協議をおこなうこと。
- (6) 専用管からの分岐、又は他人の土地を占有して配管するときは、権利承諾関係を明確にしておくこと。

表－6 調査項目と内容

調査項目	調査内容	調査（確認）場所			
		工事 申込者	水道 事業者	現地	その他
1. 工事場所	町名、丁目、番地等住居表示番号	○		○	
2. 使用水量	使用目的（事業、住居）、使用人員、延床面積、取付栓数	○		○	
3. 既設給水装置の有無	所有者、布設年月日、形態（単独、連帯）、口径、管種、布設位置、使用水量、水栓番号	○	○	○	所有者
4. 屋外配管	水道メーター（メーカー名、記号、番号）、止水栓（仕切弁）の位置、布設位置	○		○	
5. 屋内配管	給水栓の位置（種類と個数）、給水用具	○		○	
6. 配水管の布設状況	口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の水圧、消火栓の位置		○	○	
7. 道路の状況	種別（公道、私道等）、幅員、舗装別、舗装年次			○	道路管理者
8. 各種埋設物の有無	種類（下水道、ガス、電気、電話等）、口径、布設位置			○	埋設物管理者
9. 現地の施工環境	施工時間（昼、夜）、関連工事			○	埋設物管理者
10. 既設給水管から分岐する場合	所有者、給水戸数、布設年度、口径、布設位置、既設建物の関連	○	○	○	所有者
11. 受水槽方式の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート	○		○	
12. 工事に関する同意承諾の取得確認	分岐の同意、私有地給水管理設の同意、その他利害関係者の承諾、中高層共同住宅等の給水に関する契約書の締結	○			利害関係者

4. 3 給水方法の決定

※基準やそれに伴う計算については、別途資料を参照

4. 4 口径別給水栓数及び給水材料

高まりゆく水需要に対応し、安全で安定した水供給を図る目的から、給水装置の口径別及び給水材料を下記のとおりとした。

φ 13 mm	1 栓～ 7 栓	
φ 20 mm	8 栓～ 20 栓	(条件 1)
φ 20 mm	8 栓～ 15 栓	(条件 2)
φ 20 mm	8 栓～ 10 栓	(条件 3)
φ 25 mm	21 栓～ 40 栓	(条件 1)
φ 25 mm	16 栓～ 30 栓	(条件 2)
φ 25 mm	11 栓～ 20 栓	(条件 3)

φ 30 mm 以上は別途協議とする。

1 栓～ 7 栓でも φ 20 mm を可とする (協議による)。

- 条件 1 同時使用量が一般的な給水装置
- 条件 2 同時使用量が高い給水装置
- 条件 3 同時使用量が極めて高い給水装置

4. 5 ヘッダー工法及び架橋ポリエチレン管の使用について

1、2階が別のヘッダー管・2階立ち上がりの管 (架橋ポリエチレン・塩ビ・鋼管等) については、バルブを設置すること。

4. 6 材料支給を伴う特設配水管布設工事について

材料支給を行う条件として、「給水区域内に自己の居住する住居を建設する者」または、「給水区域内に自己の居住する既存の建物に特設配水管布設等工事の申込みをする者」が定められています。

この二つの条件どちらか満たしていることを確認できる資料として、給水装置工事申請時には「**建築確認済証**」または「**住民票**」を提出してください。

5 給水装置工事承認申請

5. 1 給水契約の申し込み

給水装置を新設、改造、修繕（水道法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

5. 2 給水装置工事承認フロー

別紙 5 - 1 のとおり

5. 3 給水装置工事承認申請時に必要な書類

- ・ 給水装置工事承認申込書 (様式第 1 号)
- ・ 給水装置工事施工図 **案内図** (様式第 2 号)
- ・ 給水装置工事施工図 平面図 当初 (様式第 3 号)
- ・ 給水装置工事施工図 縦断図 当初 (様式第 4 号)
- ・ 給水装置工事内訳書 (様式第 5 号)

- ・ その他必要な書類
 - 本管移管のある場合 「公道下の水道配水管移管届」

 - 消火栓移管のある場合 「公道下の水道消火栓の移管届」

 - 自家水の配管を利用する場合 「自家用既設給水装置承認申請書」 等

※用紙のサイズはすべて A 4 とする。

5. 4 給水装置工事承認申請受付

- (1) 受付期日 原則、月・水・金曜日の午前中
※至急を要する場合は、上記以外の営業時間内
- (2) 提出部数 2部(正・副)
- (3) その他 承認申請時に必要な事項については、別紙5-4および参-1給水装置工事要領参照。
- (4) 申請受付場所

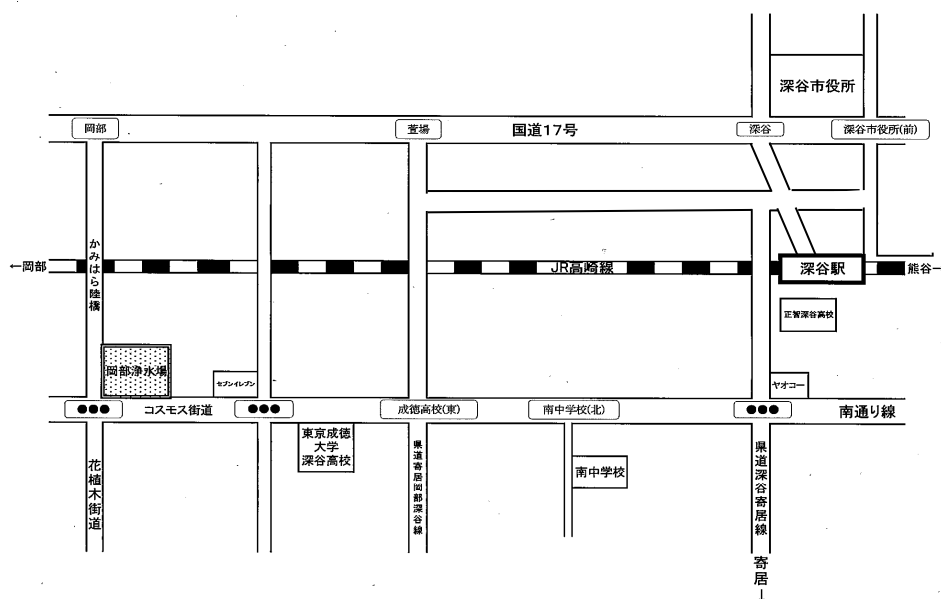
深谷市 岡部浄水場内水道庁舎

深谷市環境水道部水道工務課

住 所：埼玉県深谷市岡部1086

TEL：048-577-7529(直通)

岡部浄水場案内図



◎電車をご利用になる場合

JR岡部駅北口から徒歩約15分です。

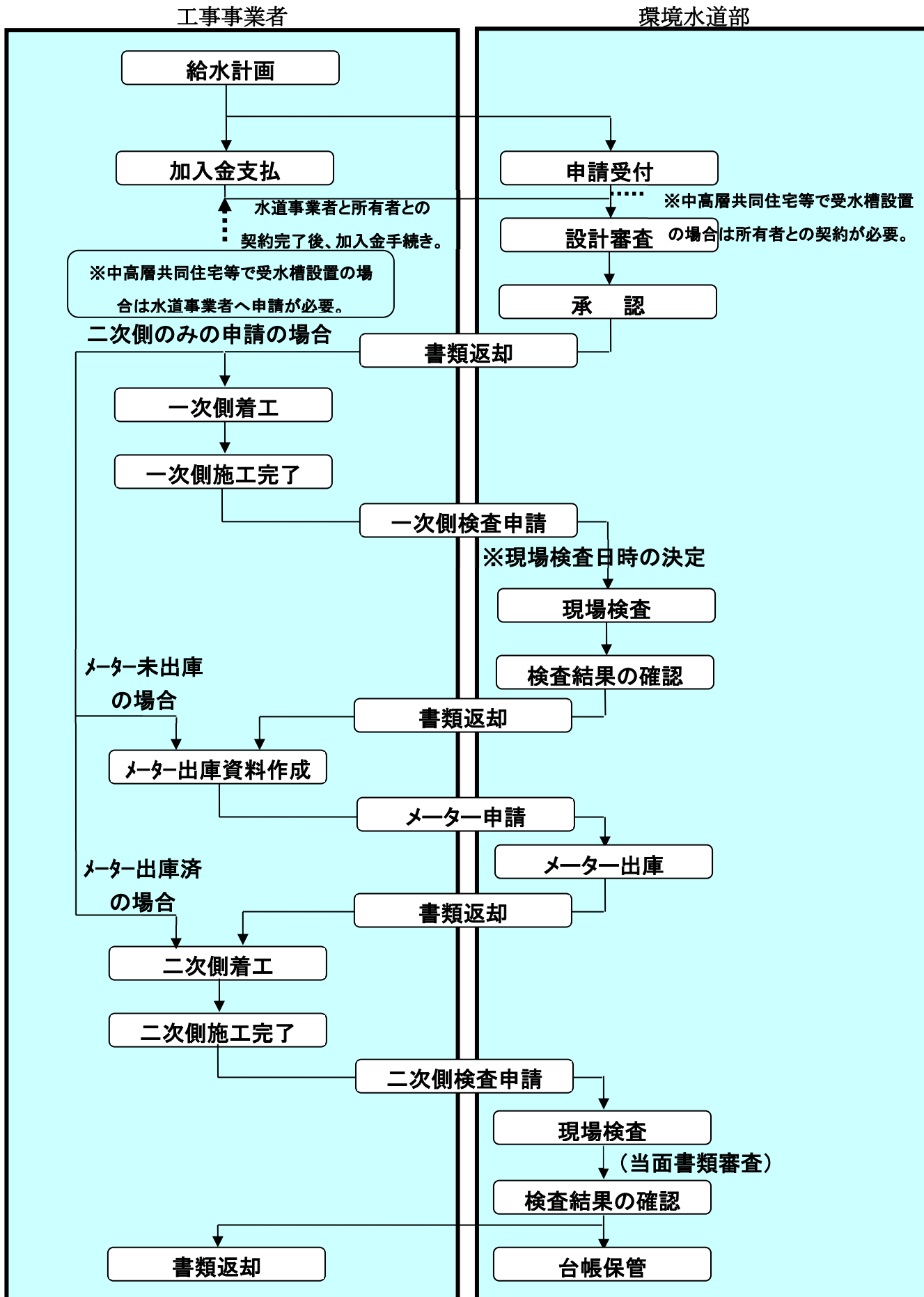
◎車をご利用になる場合(駐車場は庁舎南側にあります)

17号国道「岡部」の信号を南方面へ曲がった後、1つ目の信号を左折してください。

5. 5 給水装置工事承認申込書の記入例

頁：給申1～給申9参照。

(別紙5-1) 給水手続きフロー図

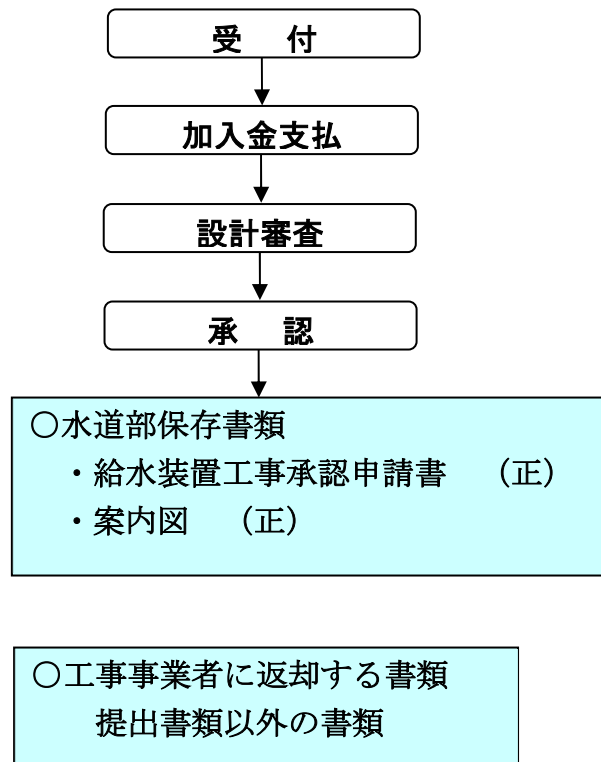


申請手続きの流れ

必要書類

2部（正・副）

- (1)給水装置工事承認申請書（様式第1号）
- (2)案内図（様式第2号）
- (3)給水装置工事施工図（平面図、縦断図）（様式第3、4号）
- (4)給水装置工事内訳書（様式第5号）
- (5)給水契約申込書（様式第7号） → メーター申請で必要
- (6)量水器取付届書 → メーター申請で必要
- (7)本管移管届 → 3部提出
(水道部2部、工事事業者控1部)



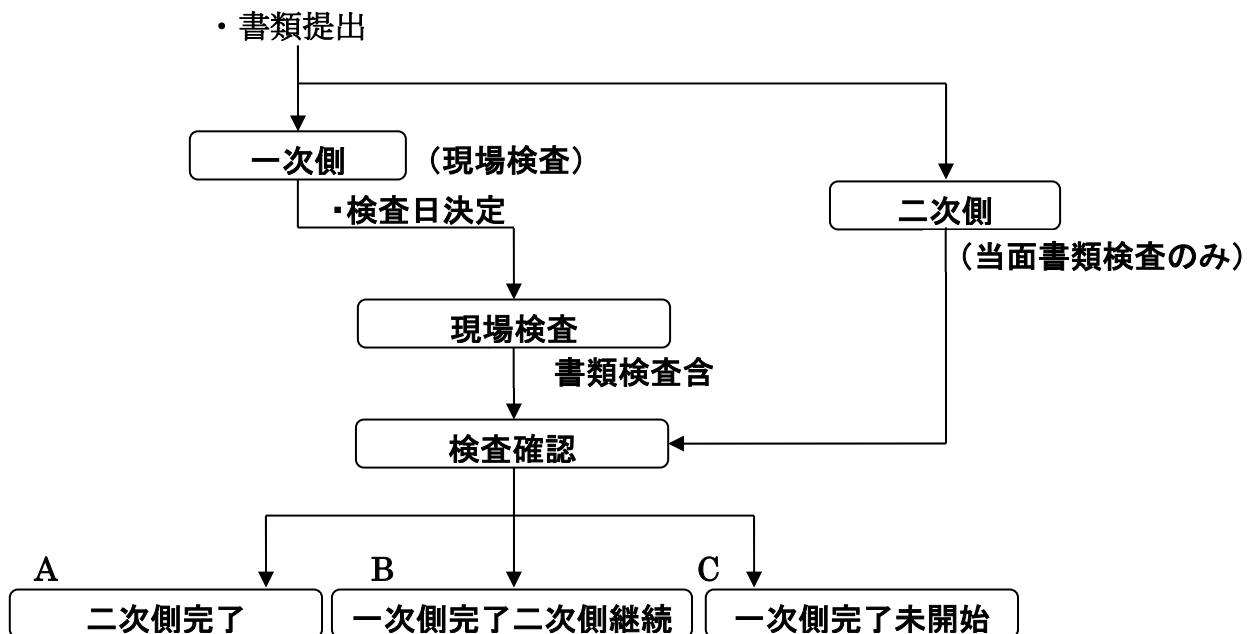
検査手続きの流れ

必要書類

2部（正・副）

- (1) 給水装置工事しゅん工検査申請書（様式第6号）
- (2) 給水装置工事施工図（平面図、縦断図）（様式第3、4号）
- (3) 給水装置工事内訳書（様式第5号）
- (4) 写真 ※デジカメを使用し、プリントして提出
（布設状況（内部、外部）、2階立上り部のバルブ、水圧試験）
- (5) 道路占用許可申請書、道路使用許可申請書それぞれの写し
- (6) 副書類一式

受付作業



A.二次側完了の場合 → 全て完成のケース

- ・ 正本を水道部にて保管。
- ・ 副本を工事事業者に返却する。

B.一次側完了、二次側継続の場合

(メーター出庫のケース)

- ・ 正本の様式第1、2号は水道部にて保管。
- ・ その他全書類工事事業者に返却（一次側写真を含む）。

C.一次完了、未開始の場合

- ・ 正本を水道部にて保管。
- ・ 副本を工事事業者に返却する。

5. 6 特設配水管布設等工事

「深谷市水道事業特設配水管布設等工事規程」の適用範囲は、次号に掲げる者とする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 国及び地方公共団体に準じた各種公社・公団その他公共団体
- (3) 宅地造成又は住宅建設を業とする者
- (4) 事業場及び寮、アパートその他これらに類する物を建設する者
- (5) 土地区画整理事業の施工者又は土地改良事業を行う土地改良区
- (6) 自己の居住する住居を建設する者
- (7) 自己の居住する既存の建物に特設配水管布設工事の申込みをする者
- (8) 前号に規程する者で、かつ、5戸以上の者から一括して特設配水管等工事の申込みにより施工した特設配水管布設等工事の申込みがある場合において、これらの者
- (9) 前号に規程する者からの特設配水管布設等工事の申込みにより施行した特設配水管等工事の完工通水後2年の間に当該特設配水管から新たに給水しようとする者

上記のうち、第6号又は第7号の規定に該当するときは、管理者が特設配水管布設等工事に用いる材料を、「深谷市水道事業特設配水管布設等工事規程」で掲げる範囲で支給する場合などがあるので、個別の事前協議を要する。

5. 7 公道下の水道配水管の移管

個人又は団体により施工された公道下の配水管の帰属については、以下のとおり。

- (1) 提出書類
 - ・ 公道下の水道配水管の移管届
 - ・ 平面図
 - ・ 詳細図 以上3部
- (2) 配水管の帰属時期
 - ・ 給水装置工事（1次側）検査完了後
- (3) 管種及び材料
 - ・ $\phi 50\text{mm}$
 - 管種 水道配水用高密度ポリエチレン管（HPPE）
 - 仕切弁 ソフトシール仕切弁（PE挿し口付き）

仕切弁筐 水道用レジンコンクリート製ボックス1号（深谷市仕様）
割T字管 シーバ弁付フランジ型
異径管等 EF接手

・ φ75mmを超える場合

管種 水道配水用ポリエチレン管（HPPE）
（ダクタイル鋳鉄管（GX形））

仕切弁 ソフトシール仕切弁（PE挿し口付き）
（水道用ソフトシール仕切弁（GX用））

仕切弁筐 水道用レジンコンクリート製ボックス1号（深谷市仕様）
割T字管 バルブ付フランジ型（右開き）

（4） 施工等

- ・ 分岐は、（不断水）T字管による分岐を原則とする。
- ・ 分岐した交差点・T字路の付近に仕切弁を設置する。
- ・ 施工前に材料検査を受けること。
- ・ 配水管の土被りは0.8m以上とする。
- ・ 通水洗管作業は、深谷市職員で行う。
- ・ 耐圧試験は、深谷市職員立合いのもで行う。

HPPEについては、0.75MPa 5分間かけた後、0.5MPa 1時間とする。

HIVP及びDCIP-GXについては、0.75MPa 15分間とする。

- ・ 通水前、『空管』状態でのサドル付分水栓穿孔は不可。

（5） 排泥の位置

- ・ 移管する配水管の延長が20m以上の場合は末端に排泥弁を設置する。
- ・ 排泥口は、道路側溝等、放流可能な箇所に設置する。
- ・ 放流先が無い場合は、排泥口に町ノ式消火栓金具（挿し口、呼び径65）を設置する。
- ・

※管種については原則HPPEとする。

ただし、水道工務課と協議し、管種変更が必要と認められた場合はその限りではない。

(参一) 給水装置工事要領

1. 申請

- ①申請日 原則、月・水・金曜日の午前中(祝祭日を除く)
但し、緊急を要する場合は営業時間内で受付をする
- ②加入金・手数料 「給水装置工事承認申請」の申請時(受付時)に納入
加入金 現金または小切手 口径13ミリ 110,000円(消費税込み)
口径20ミリ 176,000円(消費税込み)
口径25ミリ 418,000円(消費税込み) 等
※1 増径を伴う改造工事の申請には、増径前後の加入金の差額を納入
(例)13ミリ→20ミリ 66,000円
※2 減径の場合、差額は返却しない
※3 既存メーターの合併は加入金額の範囲内で可能。分割は不可。
(例)○ 13ミリ・2戸→20ミリ・1戸
× 20ミリ・1戸→13ミリ・2戸
※4 メーターの権利は土地に付与しているため、基本的に移動は不可。
例外 ・同敷地内又は、同所有者で隣接地である場合
・公共事業に伴う移動(移転証明書が必要)
- 手数料 現金 設計審査手数料 新設 1,000円
設計審査手数料 改造等 500円
しゅん工検査手数料 新設 2,000円
しゅん工検査手数料 改造等 1,000円
(1件あたり・消費税なし)
- ③申請時提出書類 提出書類は、正本・副本・その他必要な書類の単位でまとめ、クリップ等で止めておくこと。
・給水装置工事承認申込書(様式第1号) 正・副2部
・給水装置工事施工図(様式第2号) 正・副2部 案内図
・給水装置工事施工図(様式第3・4号) 正・副2部 平面図・縦断面図
・給水装置工事内訳書(様式第5号) 正・副2部 内訳書
・その他必要な書類
・配水管移管のある場合 公道下の水道配水管の移管届 3部
・消火栓移管のある場合 公道下の水道消火栓の移管届 3部
・既設給水装置と接続する場合 自家用給水装置承認申請書 2部
・特設配水管を施工する場合 深谷市水道事業特設配水管布設等工事申込書 等
・道路等に埋設する場合 道路占用許可申請書 等 必要部数
- ④道路占用 市道 道路占用許可申請の規程の書類のほか、水道事業で承認を得た「給水装置工事申込書」の写しを直接市道路管理課へ提出
国県道・河川 位置図・平面図・詳細図・道路組成図・保安図等を4部、水道部あてに提出
- ⑤アパート等共同住宅 受水槽を設置する場合 申込書は、一括申請し、加入金も戸数分一括納入(手数料1戸分)
送水ポンプの設置位置や、受水槽以下の配管がわかる書類を添付
受水槽を設置しない場合 申込書は、戸別(手数料戸数分)
- ⑥丙止水栓・メーター用シモク付ガイドナット(φ13～φ20)
ボール止水栓伸縮式、逆止弁付
メーター口径φ13の場合、φ20×φ13の異径丙止水栓を使用
旧深谷市 旧岡部町の櫛挽地区 都型ネジ
旧岡部町(櫛挽以外)・旧川本町・旧花園町 上水ネジ
賃貸住宅の丙止水栓は、特殊丙止水栓(鍵つき)を使用すること
- ⑦その他
・開発等工事で一次側のみ施工する場合、メーターボックス・丙止水栓まで施工すること。
・開発等一次側のみ申請で、二次側が承認されていない場合は、メーター出庫出来ないで、
工事で1栓必要な場合は、申請時において予め、工事用の1栓を設計しておくこと。
・給水装置工事の申請受付日よりメーターの出庫まで日数を要するため、早期の申請を要する。
・特に一次側の使用材料は、深谷市で認めた形状・材質のものしか使用出来ないで、内訳書等のあいまいな標記はしないこと。

2. 申請承認後の書類返却

- ①申請承認後、申請書類を連絡欄に返却
正本の給水装置工事承認申込書(様式第1号)は水道部で保管
その他の書類一式を返却

- ②占用許可証との返却
道路管理者等の占用許可証の複写を工事業者に返却

3. 施工

4. 検査
- ①検査申請時必要書類(しゅん工内容を記載)
- ・給水装置工事しゅん工検査申請書 1部
 - ・給水装置工事承認申込書(様式第1号) 副1部
 - ・給水装置工事施工図(様式第3・4号) 正・副2部
 - ・給水装置工事内訳書(様式第5号) 正・副2部
 - ・工事写真 1部
- 配管状況
穿孔等作業状況
水圧テスト
- | | | |
|-------------|---------|------|
| 割T字管 | 0.75MPa | 15分間 |
| サドル付分水栓 | 0.75MPa | 1分間 |
| サドル付分水栓(EF) | 1.75MPa | 1分間 |
| 一次側 | 1.75MPa | 1分間 |
| 二次側 | 1.75MPa | 1分間 |
- 道路組成・舗装仮復旧状況・本復旧状況 (国県道・河川占用の場合、管理者提出用1部)
- 宅地内配管状況
2階立上り箇所の弁
各給水栓
- ・その他必要な書類
- ・配水管移管のある場合 公道下の水道配水管の移管届
 - ・消火栓移管のある場合 公道下の水道消火栓の移管届
 - ・自家用既設給水装置と接続する場合 自家用給水装置承認申請書
 - ・特設配水管を施工する場合 水道事業特設配水管布設等工事申込書
- ②検査等の受付 営業時間内で随時
- ③現地検査等期日 営業日の午後2:30より30分毎、16:00までの間で他の現地検査等が無い時間帯
緊急を要する場合、火・木曜日の午前中、9:00より30分毎
他の現地検査との重複は、原則不可
- ④現地検査等の項目
- ・給水一次側検査
 - 資材・配管状況の確認
 - 取り出し位置のオフセット・工事延長
 - 配管図・工事写真と現地整合
 - 通水確認
 - 市道等、開削箇所の復旧状況
 - ・移管する配水管の施工前材料検査
 - 不断水割T字管
 - 直管(φ75以上DCIP・PE、φ50PE)
 - 異形管 EF継手
 - 仕切弁 右開き、左閉じ
 - 弁筐
 - 接合品等
 - ・移管する配水管の通水作業
 - 移管する配水管の通水作業は、職員で実施。
 - 同時に水圧テストを実施。

DCIP・HIVP	0.75MPa	15分間
PE	0.50MPa	1時間
- ⑤二次側検査
- ・随時行いが、書類検査であるため立ち合い等は要さない。
5. メーター出庫 ①出庫の条件
- 一次側の現地検査を実施し、検査結果が承認されたもの。かつ、二次側の工事申請が承認されたもの。
- ・一般住宅で、一次側・二次側同時申請の場合
一次側の現地検査を実施し、検査結果が承認されたもの。
 - ・造成地・開発地等、一次側と二次側が別申請の場合
一次側の検査結果が承認されており、二次側の工事申請が承認されたもの。
 - ・共同住宅の場合
一次側の工事検査を実施し、検査結果が承認されたもの。
なお、共同住宅等の場合、入居前にメーター番号と部屋番号の確認を行う。
 - ・増径・減径等メーターの変更を伴う場合
原則、一次側の工事検査を実施し、検査結果が承認されたもの。
但し、断水等により生活に支障を来たす場合などは、個別に協議を要する。
- ②必要書類
- ・4-①の書類一式
 - ・給水契約申込書
 - ・量水器取付届書
6. 検査後の書類の返却
- ①一次側の検査結果承認後、工事が継続される場合
 - ②申請時の工事内容が全て完了した場合
- ②申請承認後の書類返却と同様
副本を返却(正本は水道工務課で保管)

課長	課長補佐	係長	合議	竣工検査	設計審査	台帳記録
水道工務課にて押印						
給水装置工事承認申込書						
水道技術管理者		台帳番号受付日				
施工場所		深谷市 西島町2-12-1			原則住居表示を記入してください。	
フリガナ		フカヤ タロウ				
使用者氏名		深谷 太郎				
給水装置の種類 <input checked="" type="radio"/> 1. 専用給水装置 <input type="radio"/> 2. 共用給水装置 <input type="radio"/> 3. 私設消火栓						
道路 占用	市道・県道・国道	用途区分	メーター口径			
	第 号	<input checked="" type="radio"/> 1. 一般用 <input type="radio"/> 2. 公衆浴場用 <input type="radio"/> 3. 臨時用	<input checked="" type="radio"/> (1) 13mm (2) 20mm (3) 25mm <input type="radio"/> (4) 30mm (5) 40mm (6) 50mm <input type="radio"/> (7) 75mm (8) 100mm			
令和 年 月 日						工事の種類
						水栓数計 7 栓 撤去含共用管念書等 増径・減径 $\phi \rightarrow \phi$ 本管移管 HIVP・DCIP・PE ϕ L= m 材料支給 有・無 受水槽 m ³ 自家水接合 臨時 消火栓 中高層共同住宅 県道占用 国道占用 1次のみ 2次のみ 1+2 工事完成予定日 年 月 日

深谷市水道事業給水条例第6条の規定に基づき、上記給水装置の工事を施工したいので委任状及び別紙関係書類を添えて申し込みします。

〇〇年〇〇月〇〇日 申込者(給水装置所有者) 自署又は記名押印

深谷市水道事業 住所 深谷市仲町11-1
 深谷市長 〇〇〇〇 あて フリガナ フカヤ タロウ **印鑑確認**
 氏名 深谷 太郎 **印**

土地・家屋 使用承諾書 (自署又は記名押印)	住所	氏名	收受 收受目 收受番号	印
給水管所有者 分岐同意書 (自署又は記名押印)	住所	氏名		印

委 任 状

上記給水装置工事承認申込工事の施工及び加入金・手数料の納入に関する一切のことを深谷市指定給水装置工事事業者 〇〇水道(9999) に委任します。

〇〇年〇〇月〇〇日 **登録指定番号** 申込者(給水装置所有者) 自署又は記名押印

住所 深谷市仲町11-1 **印鑑確認**
 氏名 深谷 太郎 **印**

加入金	手数料	合計金額	納付日取扱者
メーター口径 加入金額 円	設計審査料 円 竣工検査料 円	円	
新口径 mm (旧口径 mm)	水道工務課で記入		

案内図

栓番

指定工事業者

施工場所 深谷市 西島町 2-12-1

給水装置所有者(申込者)

〇 〇 水道

氏名 深谷 太郎

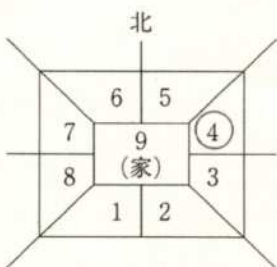
施工場所案内図

4 北



※住宅地図が望ましい。
目印となるものを入れること。

メーターの位置



ア	玄	関	の	脇	コ	物	置	の	脇	・	中
イ	台	所	の	脇	サ	事	務	の	の	脇	前
ウ	ト	イ	の	脇	シ	店	木	場	の	の	中
エ	風	呂	の	脇	ス	植	木	外	流	の	脇
オ	階	段	付	脇	セ	庭	柱	外	隔	地	式
カ	正	門	付	近	ソ	水	柱	外	隔	地	式
キ	裏	門	の	中	タ	遠	敷				
ク	家	の	脇	中	チ						
ケ	車	庫	の	脇	ツ						

給水装置工事施工図 平面図

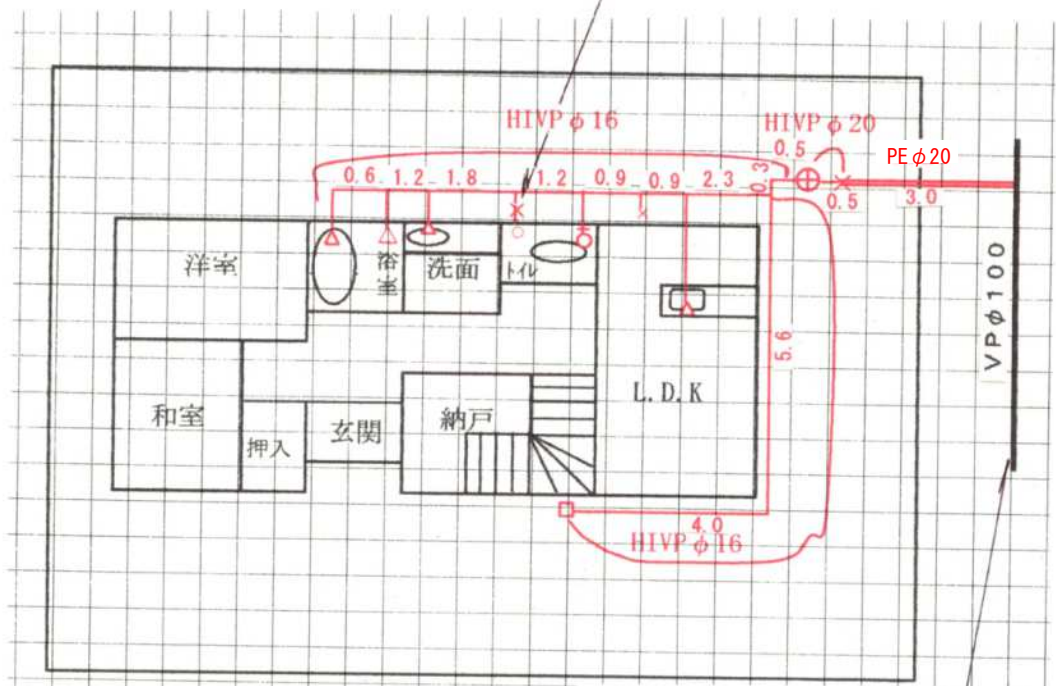
当初
竣工

工事の種類
 ①新設 2.改造
 3.修繕 4.撤去

施工場所	深谷市 西島町2-12-1	※当初、竣工の別を記入 定工事業業者
給水装置所有者(申込者)		
氏名	深谷太郎	○ ○ 水道



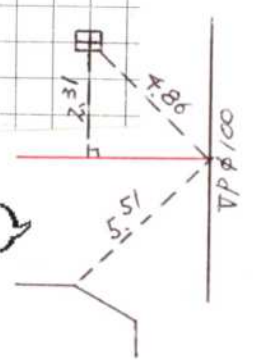
2階上がりバルブを明記してください。



既設本管、給水管の管種および管径を明記してください。



オフセット図



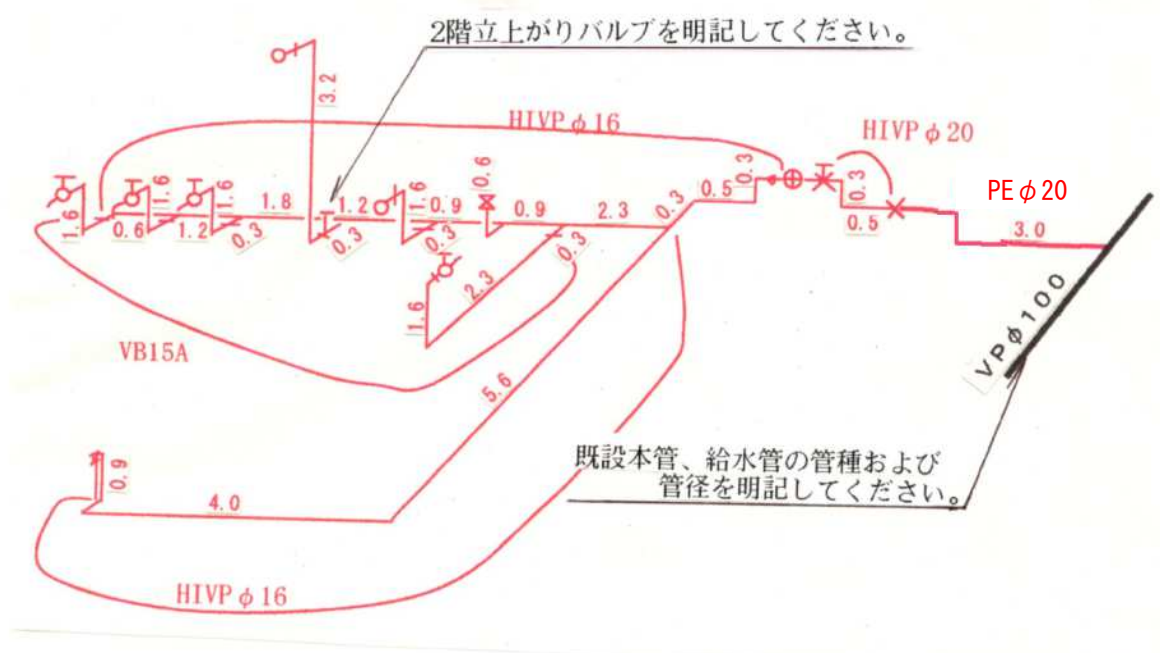
※一次側竣工の際は、空いたスペースに必ず本管から分岐した位置のオフセット図を記入すること

※既設は黒、新設は赤で記入

給水装置工事施工図 縦断図 当初 竣工

工事の種類 ①新設 2.改造
3.修繕 4.撤去

施工場所	深谷市 西島町2-12-1	※当初、竣工の別を記入
	給水装置所有者(申込者)	定工事業業者 <input type="radio"/> <input type="radio"/> 水道
氏名	深谷太郎	



※既設は黒、新設は赤で記入

様式第6号(第22条関係)

竣工検査の申請の際に必要な書類です。

給水装置工事しゅん工検査申請書

- | | |
|-----------|---|
| 1 施行場所 | 深谷市.....西島町2-12-1..... |
| 2 給水装置申込者 | 住所.....深谷市仲町11-1..... |
| | 氏名.....深谷太郎..... |
| 3 工事の種類 | <input checked="" type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 改造・ <input type="checkbox"/> 修繕・ <input type="checkbox"/> 撤去 |
| 4 用途区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 一般用・ <input type="checkbox"/> 公衆浴場用・ <input type="checkbox"/> 臨時用 |
| 5 承認年月日番号 | 〇〇年〇〇月〇〇日 第 〇〇〇 号 |
| 6 しゅん工年月日 | 〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 7 提出資料 | ① 給水装置工事承認申込書一式
② 工事施工写真
③ 物品(メーター)請求書
④ 給水契約申込書
⑤ メーター取付届書 |

給水装置工事が完成したので、深谷市水道事業給水条例第9条第2項の規定によりしゅん工検査をお願いします。

〇〇年〇〇月〇〇日

指定工事業者.....

主任技術者.....

(連絡先 電話 — —)

深谷市水道事業

深谷市長

宛て

様式第9号(第22条関係)

給水契約申込書

給水開始

深谷市長

あて

受付	第	号
	年	月
	時	分

申込日 年 月 日

水栓番号		給水区		整理番号	
口径	メーター番号	形式	会社	検満年月	検針日
指針		用途	世帯戸数	開栓区分	
	m ³	m ³			
開栓予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇曜日) 〇時頃				
使用者	設置場所	深谷市〇〇町〇〇番地			
	方書	アパート名	フリガナ	〒	000-0000
	氏名	深谷 太郎	電話	000-	000-0000
所有者	住所	深谷市〇〇町〇〇番地			
	方書		〒		
	氏名	深谷 太郎	電話		
管代理人	住所				
	方書		〒		
	氏名		電話		
送付先	住所	深谷市〇〇町〇〇番地			
	方書		〒		
	氏名	深谷 太郎	電話		
申請人区分		申請人 〒 000-0000			
本人		住所 深谷市〇〇町〇〇番地			
家族		氏名 〇〇水道			
代理人		電話 000-000-0000			
		受付			

量水器請求兼受領書

深谷市水道事業

深谷市長

宛て

工事店名 ○ ○ 水 道 ⑩

〇〇年〇〇月〇〇日付け第 〇〇〇 号の給水装置工事承認申込書に係る量水器の設置準備が整いましたので請求します。

また、給水装置所有者又は代理人立会の上、給水装置工事施工竣工図のとおり設置いたします。

工事場所	深谷市〇〇町〇〇番地		給水装置所有者	深谷 太郎
量水器口径	量水器番号	部屋番号等	摘 要	
①	〇〇mm			
②	mm			
③	mm			
④	mm			
⑤	mm			
⑥	mm			
⑦	mm			
⑧	mm			
⑨	mm			
⑩	mm			

上記の量水器を受領しました。

受領年月日 令和 年 月 日 (受領者)

払出承認欄	記 帳

中高層共同住宅等取扱申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

深谷市水道事業

深谷市長

宛て

住所 深谷市〇〇町〇〇番地

申請者（自署又は記名押印）

氏名 深谷 太郎

深谷市水道事業中高層共同住宅等給水取扱規程により中高層共同住宅等の認定を受けたいので申請します。

記

給水装置設置場所	深谷市〇〇町〇〇番地			
中高層共同住宅等の名称	〇〇アパート			
中高層共同住宅等所有者等	住所	深谷市〇〇町〇〇番地		
	氏名	深谷 太郎		
中高層共同住宅等の用途及び世帯数	用途	共同住宅	世帯数	計 〇〇戸
各戸量水器口径及び数	口径	13mm	〇個	
	口径	20mm	〇個	
	口径	mm	個	
指定給水装置工事事業者名	〇〇水道			
備考				

6 給水装置工事

6. 1 給水装置工事

(1) 水道法において給水装置工事とは、給水装置の新設、改造、修繕または撤去工事を言う。

(2) 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が構造材質基準に適合することを確保するため、給水装置工事を適正に施工することができるものと認められる者(給水装置主任技術者)を指定することができる。

この場合、水道事業者は、給水条例の定めるところにより、給水装置が水道事業者又は当該指定を受けた者(指定給水装置工事事業者)が施工した給水装置工事であることを供給条件とすることができる。

また、これ以外の者が施工した給水装置工事の場合は、供給規定の定めるところにより、給水の申込みを拒み、又給水を停止することができる。

ただし、給水装置の軽微な変更、または当該給水装置が構造材質基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

(3) 水道事業者は、給水装置の取出し(配水管)からメーターまでの工法、工期その他工事上の条件を付すことができる。

(4) 施工の注意点

①掘削

- ・ 布堀り底部(床付)は凹凸のないよう、又、直線に掘らなければならない。
- ・ 建物の基礎からはなして布堀りをし、建物の基礎がゆるまぬよう、また、配管工具が十分に使用できるよう心がける。

②配管

- ・ 管の下端は、凹凸等、不陸な箇所を生じないように均し、地質が岩盤状あるいは玉石の多い場合は、管の下端に良質土を用いる等、特に注意する。
- ・ 配管の際、ごみ・小石・ねじの切粉等が入りやすいので取り除き、通水後ごみ水栓類にかからぬようにする。
- ・ 建物に対して平行に配管し、後日建物の下へ入らないように心がける。
- ・ 上取りをしてはならない。

③その他

- ・ 6. 2～6. 6までのとおり。

6. 2 給水管の取り出し

- (1) 配水管の取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- (2) 配水管への取付口における給水栓の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 水道以外の管と誤接続（クロスコネクション）を行なわないよう十分に注意すること。
- (4) 分岐管の口径は原則として、配水管の口径より小さい口径とする。
- (5) 異形管及び継ぎ手からの給水管の取り出しは行なわないこと。
- (6) 取り出しには、配水管の管種及び口径並びに給水管の口径に応じたサドル分水栓、T字管を用い、既設管を切断する場合は、鋳鉄製のT字管、または、塩ビ製T字管を用いること。
- (7) 分岐にあたっては、配水管の外面を十分に清掃し、サドル分水栓等の給水用具の取り付けは、ボルトの締め付けが片締めにならないよう平均して締め付ける。
- (8) 穿孔機は確実に取り付け、その仕様に応じたドリルカッターを使用する。
- (9) 穿孔にあつては、配水管等に施されている内面ライニング材が剥離しないよう注意すること。
- (10) 配水管から給水管を取り出す際の方向は、当該配水管の布設されている道路の境界線(官民境界)まで障害物など特別の事情のない限り、配水管とほぼ直角に給水管を布設すること。
- (11) 配水管からの分岐点から水道メーターまでの給水装置材料及び工法については、災害時などの緊急工事を円滑かつ効率的に行なう必要があるため「深谷市給水装置工事標準仕様図」のとおりとする。

6. 3 止水栓の設置

- (1) 止水栓は、給水装置の取り替え、修繕時等に容易に操作ができ、かつ原則として給水管が宅地部分に入ったすぐの道路境界付近に設置すること。
- (2) 宅地内の第一止水栓は、(丙止水栓)は、水道メーターと連結してメーターの上流側（一次側）に設けること。
- (3) 止水栓は、維持管理上支障がないよう、専用の弁筐内に収納すること。
- (4) 止水栓筐の設置にあつては、破損、沈下、埋没などが生じないよう十分に締め固めを行なうこと。

6. 4 水道メーターの設置

- (1) 水道メーターの設置位置は、道路境界線に接した宅地部分で、点検、検針及び取り替え作業が容易であり、メーターの破損、凍結などの恐れがない位置に設置すること。
- (2) 水道メーターの設置にあたっては、メーターに表示されている流水方向の矢印を確認したうえで水平に取り付けること。
- (3) 水道メーターの精度が上流の乱れにより変化するおそれがある場合は、上流部に十分な長さの直管部を設けること。
- (4) 建物内（パイプシャフト等）に水道メーターを設置する場合は、凍結防止・取替え作業スペースの確保・取付高さについて考慮すること。
- (5) 二次側を施工する工事事業者は、施工後にメーターボックスの裏蓋に工事事業者名および連絡先等の必要項目を明記すること。

6. 5 水圧試験基準

既設管・新設管より、給水管を取り出すために必要な水圧試験については、次のとおりとなります。

加圧ポンプによる検査

不断水（穿孔前）	水道配水用ポリエチレン管 （割 T 字管）	耐衝撃性硬質塩化ビニール管 鋳鉄管・硬質塩化ビニール管 石綿セメント管	0.75MPa	15分間
分水栓（穿孔前）	水道配水用ポリエチレン管（EFサドル）	耐衝撃性硬質塩化ビニール管 鋳鉄管・硬質塩化ビニール管 石綿セメント管	1.75MPa	1分間
給水管	一次側・二次側共に	1.75MPa （給水装置工事技術指針）		

水圧試験後は、管末で残留塩素が検出されるまで、配水管・給水管の洗浄作業を行い、残留塩素を確認する。(水道法 給水栓0.1mg/l以上)

水圧検査時の写真撮影要領

①	加圧中
工事名	工区
工事場所	地内
工種	水圧検査
加圧	〇〇MPa 〇分間
	業者名

- ② 水圧検査を行なっている場所の全景を撮影しその位置を明確にする。また、ゲージが確認できるよう近景撮影も行うこと。
 - ③ 不断水穿孔時に抜き取った、コアの内面の錆び・コブ・スケール等の写真撮影をすること。
 - ④ 既設管の切り取り切断内面の錆び・コブ・スケール等の写真撮影をすること。
 - ⑤ 穿孔後の出水の確認を行うこと。
- 注：水圧テストを行う際、テスト装置の水槽内に工具、材料等を入れないよう注意すること。

6. 6 工事写真の整備及び撮影要領

工事写真はその工事の記録として、施工、管理、各種検査の判定に重要な資料として、用いられているものである。

従って指定給水装置工事事業者は、測定撮影を行い、撮影後は速やかに工事写真帳に添付のうえ説明文を記入し、随時図面と照合して出来形が確認できるよう、万全を期さなければならない。

とくに、工事完成後外部から明視できなくなる箇所の施工状況、または重要な工程などを撮影し、出来形・寸法等を明確に判断できるようにしておかなければならない。
(一次、二次側とも撮影する。)

工事写真撮影にあたっては、次の事項を注意されたい。

- (1) 対象物及び黒板の撮影は、撮影場所により、焦点及び天候に注意すること。
(黒板を掘削穴にいれての撮影・ストロボ撮影)
- (2) 黒板は常に清掃してから、文字、記号を明確に記入すること。

- (3) 撮影場所の周囲は、整理・整頓しておくこと。
- (4) 埋設管の占用深さがわかるよう、スタッフなどを当てて撮影すること。
- (5) 配水管を穿孔する場合は、生じた切片（穿孔片）を撮影すること。
- (6) 埋設管の撮影は、管を清掃した後に撮影すること。
- (7) 既設埋設管等の防護状況を撮影すること。
- (8) 既設埋設管等の立会い状況を撮影すること。
- (9) 水圧試験等のゲージが確認できるように工夫して撮影すること。

6. 6. 1 デジタルカメラの印刷用紙基準

- (1) 印刷したものが裏側から透けて見えないこと。
- (2) 直接印刷はA4用紙とすること。
- (3) 写真サイズは13cm×9cm～10cm×6cm程度。
- (4) 両面印刷の場合は4枚配置までとする。

7 給水装置工事しゅん工検査申請

7. 1 しゅん工検査必要書類

- ・ 給水装置工事しゅん工検査申請書（様式第6号）
- ・ 給水装置工事施工図（様式第3, 4号） しゅん工図記入
- ・ 給水装置工事内訳書（様式第5号） しゅん工数量記入
- ・ 施工写真

7. 2 しゅん工検査手順

(1) 給水一次側（現地検査）

- ・ 受付 営業時間内で随時。

上記しゅん工検査必要書類を提出し、現地検査の日時を決める。

- ・ 現地検査 通水確認・施工延長、給水取り出し位置のオフセット等確認。

※水圧テストは、工事写真で確認。

(2) 給水二次側（書類検査）

- ・ 受付 営業時間内で随時。

7. 3 メーター出庫時期

(1) 一次側・二次側同時申請 一次側の給水装置しゅん工検査を実施し、承認された後。

(2) 一次側・二次側別申請 一次側の給水装置しゅん工検査が実施・承認されており、二次側の給水装置工事承認申込が承認された後。

給水装置工事手引き書

〒369-0211

埼玉県深谷市岡部1086

深谷市環境水道部水道工務課

電話 048-577-7529

FAX 048-546-0126